|  |
| --- |
| 　令和５年１０月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。　□　当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。 |

様式第４（その２）

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書（その２）令和　　年　　月　　日　　館山市長　殿　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　事業開始年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日２　（１）売上高等　　　（イ）最近１か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　　　　　減少率　　　　％（実績）　　　　　　 Ｂ－Ａ 　　　　　　　 Ｂ　 ×100　　　　　　Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　　Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　（ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み　　　　　　　減少率　　　　％（実績見込み）　　　　　　 （Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ） 　　　　　　　　　 Ｂ＋Ｄ　　　　　 ×100　　　　　　Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　　Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　　　　円３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市長村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。